資　　料　３－１
令和　７年　９月19日
第１回個人情報保護
政策に関する懇談会

第１回個人情報保護政策に関する懇談会

資料

2025年9月19日

日本IT団体連盟

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止

個人情報保護について行っている自主的取組

1. 「情報銀行」認定制度の取り組みについて
2. データ適正消去実行証明書発行の推進について

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止

「情報銀行」認定制度の取り組みについて

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止

認定制度に関する振り返り

	第1期 (H30･2018/12～)	第2期 (R2･2020/07～)	第3期 (R3･2021/12～)	第4期 (R4･2022/11～)	第5期 (R6･2024/03～)
参考）認定指針	Ver1.0（H30）	Ver2.0（R1）	Ver2.1（R3）	Ver2.2（R4）	Ver3.0（R5） / Ver？
認定申請ガイドブック	**Ver.1.0**	**Ver.2.0～2.01**	**Ver.2.1**	**Ver.2.2**	**Ver.3.0**
認定審査の課題、市場ニーズ等と、それを踏まえたガイドブックの改訂ポイント （認定推進の観点）		・提供先第三者の選定基準を補足（例外三類型） ・複数者が共同で情報銀行事業を行う場合を規定 ・データ倫理審査会に関する事項を補足	・健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いの整理 ・提供先第三者の選定基準の明確化 ・電力データ等IoT機器から取得するデータの取扱い	・改正個人情報保護法への対応	・健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いが一部可能に
認定事業者数	**7社**（新規認定7社）	**7社**（新規認定0社） ※コロナ特別措置適用開始 （2021.02～）	**4社**（新規認定0社） ※コロナ特別措置継続 ※認定返上 3社	**3社**（新規認定1社） ※コロナ特別措置継続 ※認定返上 2社	**0社** ※コロナ特別措置終了 ※認定返上 3社
普及・促進の取組み	○2018年度 ・認定事業開始説明会（約200社･400名） ・P認定の開始 ○2019年度 ・第1弾認定授与式 ・情報銀行ビジネスアイデア募集・表彰（FM東京） ・「JAPAN e-Portfolio(大学入学者選抜改革)」運営許可要件採択【文科省】	○2020年度 ・ウェビナー/メルマガ開始 ○2021年度 ・「情報通信月間」総務大臣表彰受賞 ・「電力データの活用の在り方検討会」対応【エネ庁】 ・データ倫理審査会「運用ガイドライン」、「審査員のための教本」。「事業担当者のための教本」を公開	○2022年度 ・「PHR サービスガイドライン策定特別委員会」オブザーバー参加【PHR 普及推進協議会】 ・「MyData Japan」特別会員	○2023年度 ・「スマートシティ･インスティテュート」賛助会員 ・「インターネットガバナンスフォーラム京都」プレゼン【国連】 ・「Privacy by Design Conference」プレゼン【プライバシー・バイ・デザインラボ】	○2024年度 ・健康・医療分野、スマートシティ等を主軸に ピボット検討

【立ち上げPhase】
認定制度の立ち上げ～市場浸透

【COVID-19パンデミック】
行動制限➡送客目的の情報銀行が困難➡**停滞・撤退・返上**

【ピボット検討Phase】
準公共・相互連携分野へ

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止

認定制度の運営

認定基準・審査基準の整備

- 認定申請ガイドブック、モデル契約約款、審査チェックシート等を整備。
- 改訂は制度担当が原案作成 → 行政オブザーバー・認定委員会確認 → パブコメ → 公開。

認定審査の流れ

1. 書類審査（認定審査チェックシートによる）
2. 認定委員会による適合性評価（書類＋ヒアリング）
3. 推進委員会による認定付与審議 → 認定証・マーク公布（有効期間2年、1年後にサーベイランス審査）

監査体制

- 監査諮問委員会が制度運営の公平性を監査。
- 委員構成は法律・プライバシー・情報セキュリティ等の専門家。

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止

認定制度の課題等

主な課題（事業者目線）

1. 提供先第三者に求める要件

- 既存商流との整合性や第三者認証取得の難易度が障壁に。

2. 認定取得のメリット

- 官公庁入札資格など、取得メリットの明示が必要。

3. 取扱うデータに関する課題

- パーソナルデータの流通に対する生活者の理解不足。

まとめ

- 認定取得は「情報銀行」ビジネスを行うにあたり任意であり取得動機が弱い。
- ビジネス面では収益性が不透明、維持コストが高くP/Lを圧迫。
- 現在は「自社データの利活用」から「提供されたデータの利活用」への移行期。
- 個人によるデータ管理（PDS等）の普及と、データ流通のメリット共有が制度定着の鍵。

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止

データ適正消去実行証明書発行の推進について

データ適正消去実行証明書発行の推進

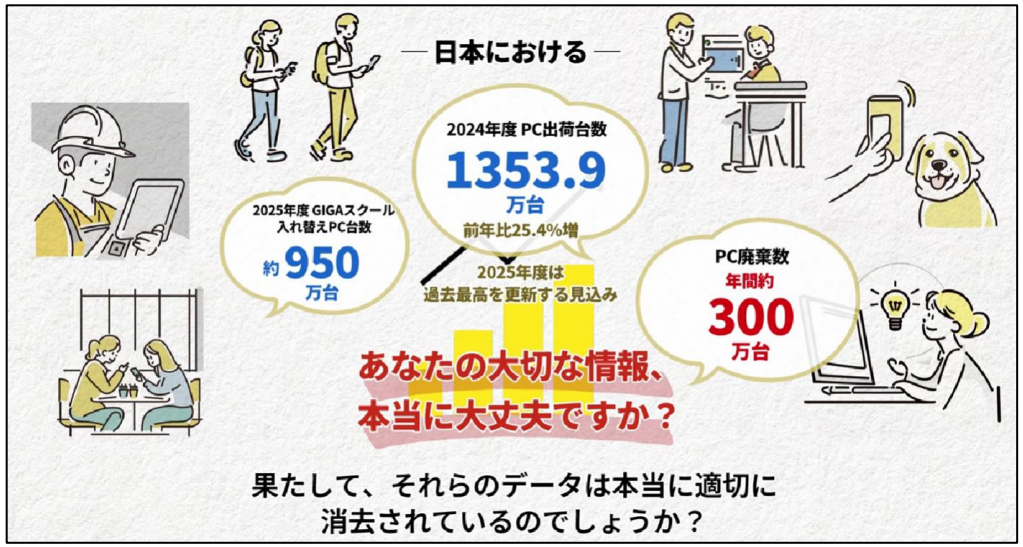

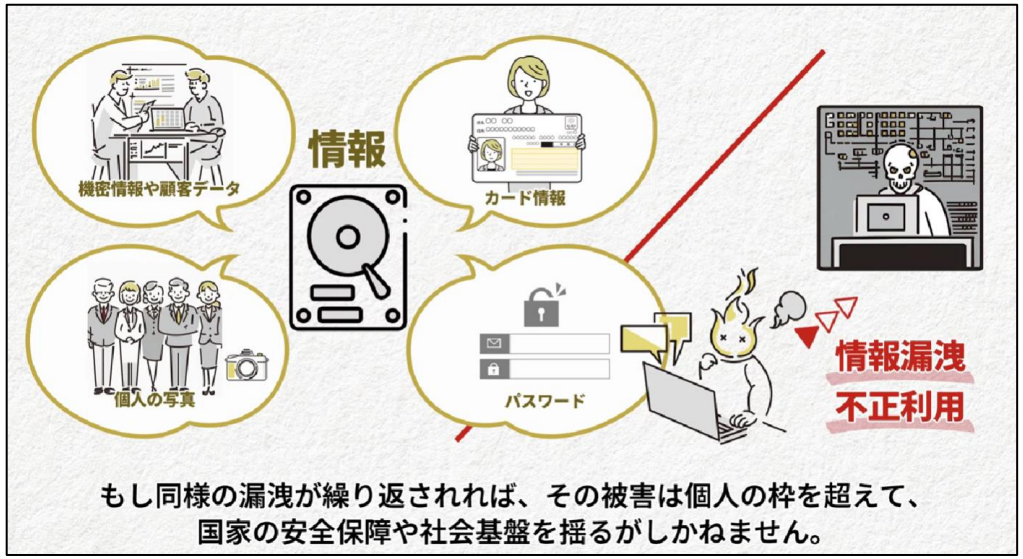

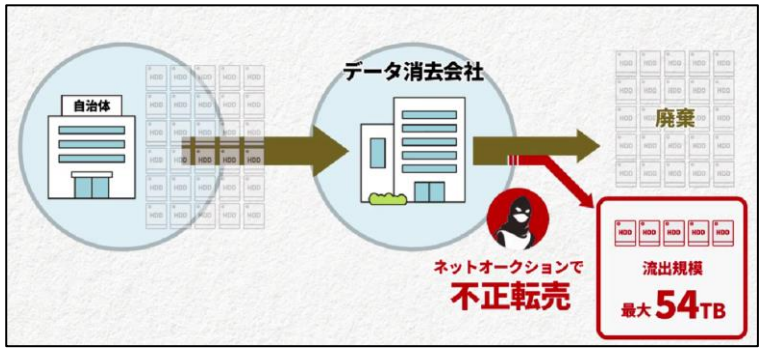

2019年　とある自治体で発生した大規模な情報漏洩事故
自治体には廃棄証明書が出されていたが廃棄業者の担当者が不正転売。そこには個人の納税情報や企業の提出書類など通常非公開扱いのデータが記録、行政としての信頼が根底から揺らぐ結果となった。

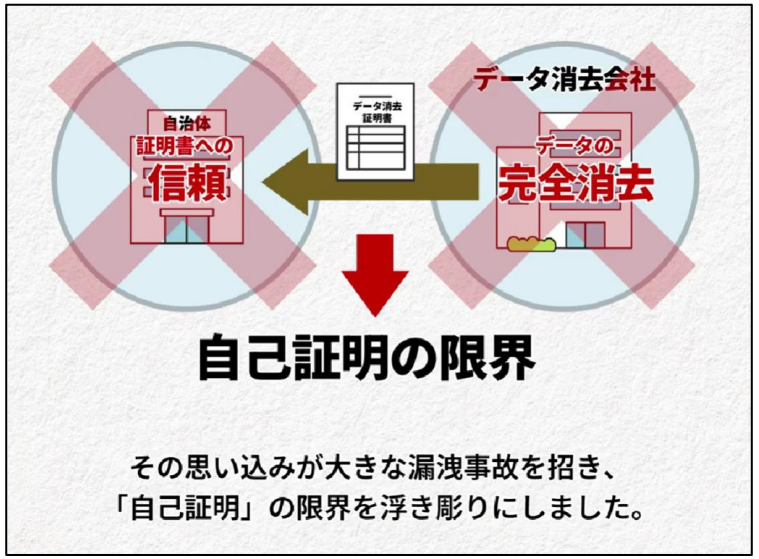

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止

データ適正消去実行証明書の発行について

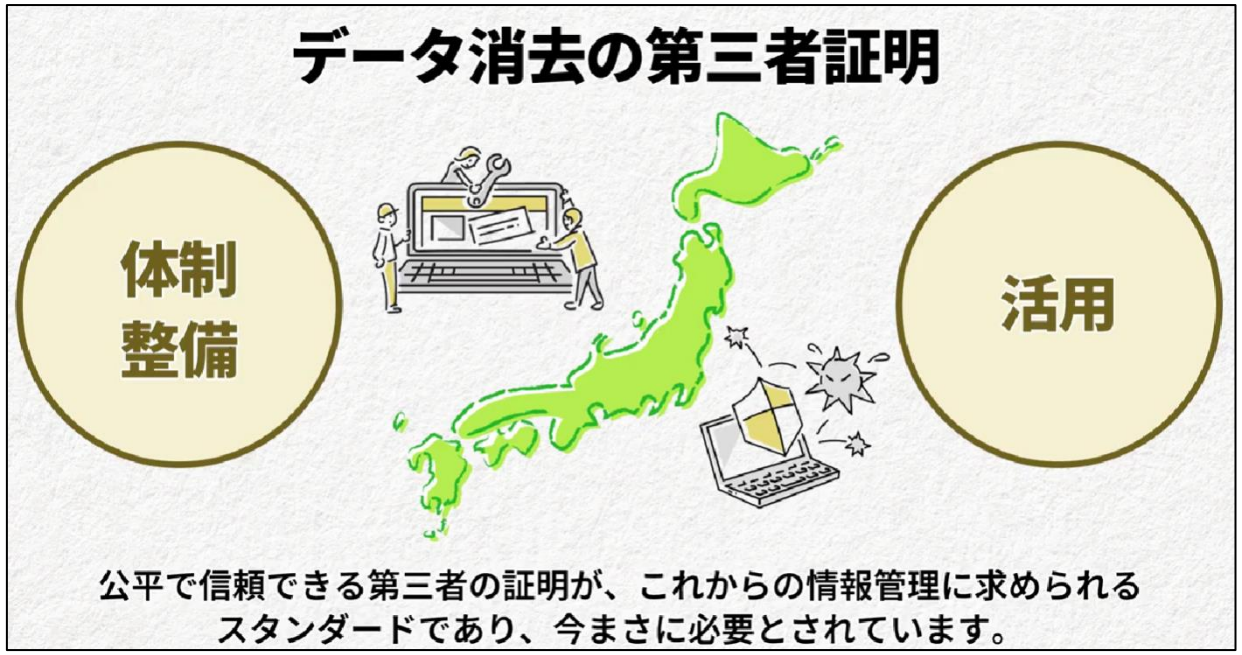

今やマイナンバーカードなど多くのデジタル機器に国民の機微な記録される時代。同様な漏洩が繰り返されれば、国家の安全保障や社会基盤を揺るがしかねません。

そこで一般社団法人ソフトウェア協会（SAJ）はデータ適正消去実行証明協議会（ADEC）と協力して、データを適正に消去したことを証明する取り組みを実施しています。

データ適正消去実行証明書とは

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止

Copyright (C) 2025　一般社団法人日本IT団体連盟　All Rights Reserved. 無断引用・転載禁止